

令和2年5月19日

保護者様

福島県立福島東高等学校長

本校における教育活動（授業）の再開並びに授業日数の確保について

本校におきましては、5月18日（月）より臨時休業期間における登校日としておりましたが、緊急事態宣言が解除されましたことから、新型コロナウイルス感染防止に最大限配慮しつつ、下記のとおり5月22日（金）以降を授業日として教育活動を再開いたします。5月中は時差通学、分散登校とし、6月1日（月）から通常授業となります。

また、授業日数確保のため、休業日に授業日を設けましたので御予定願います。

なお、家庭での検温、マスクの着用等新型コロナウイルスの感染防止につきましては、引き続き御家庭の御協力をお願い申し上げます。

記

1 5月29日（金）までの扱いについて

(1) 授業日について

5月8日（金）にお知らせしましたとおり時差通学、分散登校とし、7校時まで40分授業で行います。ただし、21日までは授業日とせず、22日以降は授業日として扱います。

月	5							
日	20	21	22	25	26	27	28	29
曜	水	木	金	月	火	水	木	金
登校対象生徒	奇数	偶数	奇数	偶数	奇数	偶数	奇数	偶数

(2) 登校対象とならない日について

22日以降も分散登校が続きますが、登校対象とならない日については、出席停止として扱います。家庭で学習を行うよう御指導ください。

2 6月1日（月）以降について

8時10分まで登校させてください。50分授業、7校時の通常授業となります。

3 授業日数の確保について

6月25日（木）の創立記念日並びに7月20日（月）・21日（火）・22日（水）27日（月）・28日（火）・29日（水）・30日（木）・31日（金）は夏季休業期間を短縮して授業日とします。

4 部活動について

6月7日（日）までは中止とし、6月8日（月）から再開とします。再開にあたっては顧問の先生の指示に従ってください。

5 検温の徹底並びに発熱・風邪の扱いについて

登校前に必ず検温を行い発熱・風邪の症状が見られる時は学校に連絡し、自宅で静養させてください。当面の間出席停止として扱います。

6 その他

(1) 今後の状況の変化により上記の内容が変更になる場合は改めて御連絡いたします。

(2) 御不明な点がございましたら、教頭までお問い合わせください。

(事務担当 教頭 024-531-1551)